

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録 (三件)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 家畜伝染病の発生
- 牛の結核病検査の実施
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業の認可 (三件)
- 土地収用法による土地の立入り
- 土地収用法による事業の認定
- 開発行為に関する工事の完了
- 教育委員会の招集

◇ 教 委 告 示

告 示

鳥取県告示第八百五十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	昭和四十九年九月十六日
阿 部 医 院	角盤町二丁目一〇一の三	十八日
大山寺木村分院	西伯郡大山町大山寺博労座四五一七	十六日
君野齒科医院	鳥取市田園町三丁目一〇五	"
井田齒科診療所	境港市上道町一九八七ミドリビル内	十七日

鳥取県告示第八百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
大 田 修 身	鳥医第一、九〇一号	昭和四十九年八月十三日
米 増 美 保 子	鳥医第一、九〇二号	"

鳥取県告示第八百五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
永 田 均	鳥医第一、九〇三号	昭和四十九年九月十七日

鳥取県告示第八百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
浅 野 孝 治	鳥医第一、九〇四号	昭和四十九年九月二十一日
生 駒 義 人	鳥医第一、九〇五号	"
木 下 謙	鳥医第一、九〇六号	"

鳥取県告示第八百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
井田齒科診療所	境港市上道町一九八七番地 ミドリビル内	昭和四十九年九月十七日

鳥取県告示第八百五十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	井田歯科診療所	所 在 地	境港市上道町一九八七番地 ミドリビル内	申出の都道府県名	全国	申出の受理の年月日	昭和四十九年九月十七日
---------	---------	-------	------------------------	----------	----	-----------	-------------

鳥取県告示第八百五十八号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

家畜伝染病の種類	結核病	家畜の種類	牛	頭数	一	発 生 年 月 日	昭和四十九年十月一日	発 生 場 所	東伯郡赤碓町松ヶ丘
----------	-----	-------	---	----	---	-----------	------------	---------	-----------

鳥取県告示第八百五十九号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、牛の結核病検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的
結核病予防のため
- 二 実施する区域
東伯郡東伯町松ヶ丘

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛

四 実施の期日

第一次	第二次	実 施 場 所
昭和四十九年十月十一日	昭和四十九年十月十四日	東伯郡東伯町松ヶ丘

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月二十九日付けで東伯郡大栄町大字大谷一、三八二番地山脇寿雄ほか十六人の者から申請のあった県営で行う土地改良(

大栄地区農道整備事業と区画整理事業とを一体とした)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(大栄地区農道整備事業と区画整理事業とを一体とした)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十一号

昭和四十九年九月四日付けで名和町から申請のあつた土地改良(倉谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

昭和四十九年八月二十九日付けで大山町から申請のあつた土地改良(長田地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

昭和四十九年九月四日付けで名和町から申請のあつた土地改良(豊成地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十四号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(屋住地区農道整備)事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十五号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(新田地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(天神野地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

南勝線鉄道建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡関金町大字堀、大字今西及び大字山口地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年十月十日から昭和五十年十月九日まで

鳥取県告示第八百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

青谷町

二 事業の種類

青谷町立運動場建設工事

三 起業地

1 収用の部分

気高郡青谷町大字露谷字西漆ヶ坪及び大字善田字傍示ヶ崎地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第八百六十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年五月二十一日 鳥取県指令受都計第四百九十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湯所町二丁目一〇九番地

日ノ丸不動産有限会社

代表取締役 大石音蔵

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年十月八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十九年十月九日午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 無形文化財の指定について
(2) その他